



### 東京都計量検定所

東京都生活文化局に設置された計量行政機関。都民の暮らしを守るため、正しい計量の確保を目的として、計量法に基づきさまざまな業務を行っている。より詳しい情報は、東京くらしWEBの東京都計量検定所ウェブサイト(<https://www.shouhisekaku.metro.tokyo.jp/keiryu/>)、右QRコードへ。



前回に引き続き、私たちの消費生活に身近な計量器に関する制度を探ってみましょう。

### 計量器の「検定」制度

検定制度は、所定の性能を有する特定計量器(前回参照)だけが取引や証明に使用されるための制度です。特定計量器の構造や性能が、法定の基準に適合しているか検査することを検定といい、次の実施機関が行う検定に合格して検定証印が付された特定計量器、または指定製造事業者の基準適合証印が付されたものだけが、取引・証明を目的とした計量に使用できます。

後者は、品質管理と製造技術能力が基準に適合すると大臣から認められた指定製造事業者が製造し、法定の自主性能確認検査に適合した計量器には、基準適合証印が付され、検定に合格したものと同等に扱われる制度です。



#### 〈検定を行う機関〉

- ① 都道府県の計量検定所
- ② 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
- ③ 日本電気計器検定所
- ④ 指定検定機関

ところで、皆さんのご家庭で使用している水道・ガス・電気メーターが定期的に新しいメーターに交換されていることをご存知ですか？

検定に合格した計量器でも、一定期間使用すると構造や性能が劣化するものがあります。使用環境が一定で性能の劣化が一様と考えられるものには、次の有効期間を定めています。

#### 主な「検定の有効期間がある計量器」

水道メーター(8年)、自動車等給油メーター(7年)、ガスメーター\*(10年、7年)、電力量計\*(10年、7年、5年)、騒音計(5年)、振動レベル計(6年)、濃度計\*(8年、6年、2年)、自動はかり\*(6年、2年) \*規格等によって異なる

有効期間を過ぎた場合は、取引や証明の用途には使用できないので、交換するか、再検定を受け合格したものを使用する必要があります。

### はかりの「定期検査」制度

製造業、小売業や医療機関等で取引や証明に使用される「はかり」(非自動はかりおよび分銅類)には、検定の有効期間が定められていません。はかりはその使用環境によって、例えば魚屋さんのように水や塩分を扱う環境、乾物屋さんのように乾燥した環境、宅配便のように自動車に搭載されて常時振動を受けている環境など多様で、性能劣化の進行具合が大きく異なり一様ではなく、他の計量器のように検定の有効期間を一律に定めることができないためです。そこでこれに代わるものとして、2年に1度、次の実施機関等が行う定期検査を受検してその性能を確認することを使用者に義務づけ、不適正な計量器が使用されることを防いでいます。

#### 〈定期検査を行う機関等〉

- ① 都道府県の計量検定所
- ② 特定市町村の計量検査所など
- ③ 指定定期検査機関
- ④ 計量士

定期検査を受検し、合格したはかりには、下の定期検査済証印が付されます。



左の定期検査済シールは東京都で使用しているものです。円内の数字は西暦の検査年度、円外の数字は検査月を示し、2019年5月に検査済みであることを示しています。検査年は下2桁のみの表示も認められています。

お近くの商店等で計量販売に使用しているはかりを確認してみましょう。お住まいの自治体が行った定期検査済シール(デザインは自治体ごとに異なります)を見つけられますよ。